

ID: 414

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

<p>処分の概要</p>	<p>駐車場の使用許可の取消し</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>名寄市営住宅管理条例 第69条第1項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成18年条例第189号</p>		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第69条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。 (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。 (2) 使用料を3箇月以上滞納したとき。 (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。 (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。 (5) 第63条に規定する使用資格を失ったとき。 (6) 入居者が死亡し、かつ、第13条に基づく承継が行われなかったとき。 (7) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。 2 前項の規定については、第41条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市公営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第69条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 8 月 15 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>令和 2 年 7 月 1 日</p>